

沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討 報告書(素案)の骨子

本書は沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書(素案)の骨子
をとりまとめたものです。
検討内容の詳細については、以下の北海道開発局ホームページで報告書(素案)
をご確認下さい。
[平取ダムの検証に係る検討報告書(素案)掲載アドレス]
http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken_works/chisui/biratoridam_kentou/index.html

平成 24 年 月



国土交通省 北海道開発局

※本骨子において、「沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書(素案)」を「報告書(素案)」と記載しております。

1. 検討経緯

ここでは、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示された検討手順や、これまでの検討経緯について記述しています。

詳細については、「報告書（素案）」P1-1～P1-7を参照してください。

2. 流域及び河川の概要について

ここでは、流域の地形・地質等の特徴、沙流川における治水・利水の歴史・現状、現行の治水計画・利水計画等について記述しています。

詳細については、「報告書（素案）」P2-1～2-46を参照してください。

3. 検証対象ダムの概要

ここでは、平取ダムの目的、事業の経緯、事業の現在の進捗状況について記述しております。

詳細については、「報告書（素案）」P3-1～3-11を参照してください。

4. 平取ダム検証に係る検討の内容

ここでは、沙流川総合開発事業平取ダムについて点検を行い、治水（洪水調節）、新規利水、流水の正常な機能の維持の3つの目的ごとに平取ダムを含む対策案と平取ダムを含まない対策案を検討した上で、治水（洪水調節）、新規利水、流水の正常な機能の維持の3つの目的ごとに目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、沙流川総合開発事業平取ダムに関する総合的な評価を行っています。

4.1 検証対象ダム事業等の点検

- ・平取ダムの総事業費、堆砂計画、工期や計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行いました。
- ・検証に用いる残事業費は、約342億円となりました。
- ・工期については、ダム本体工事を含む残工事の工期を算定した結果、本体工事に着手する年を含め7年で完成する工期に変更はありません。
- ・現行計画における堆砂計画について点検を行い、妥当であるとの結果を得ています。
- ・今回の平取ダムの検証に係る検討は、点検の結果、必要な修正を反映した雨量及び流量データを用いて実施しています。
- ・詳細については、「報告書（素案）」P4-1～4-11を参照してください。

4.2 洪水調節の観点からの検討

- ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、沙流川流域における戦後最大規模の洪水を計画高水位以下で流下させることとして目標流量を設定しました。
- ・平取ダムを含む治水対策案の立案にあたっては、沙流川水系河川整備計画を基本として検討を行いました。

- ・一方、河川整備計画の目標流量に対して、平取ダムを含まない治水対策案について 15 案を立案し、これらの治水対策案を 3 グループに分類し、パブリックコメントを踏まえ追加した 2 案を加えた 17 案から概略評価により 5 案を抽出しました。これに平取ダムを含む治水対策案を加えた 6 つの対策案について、7 つの評価軸ごとに評価を行いました。
- ・詳細については、「報告書（素案）」P4-12～4-116 を参照してください。

4.3 新規利水の観点からの検討

- ・平取ダムに参画している利水参画者に対して、利水参画者において水需要の点検・確認を行うよう要請し、得られた回答について、各利水参画者ごとに将来需要の確認及び需給計画の点検を行った結果、必要量は水道設計指針等に沿って算出されていること、関係法に基づき事業認可等を受けていること、事業再評価においても「事業は継続」との評価を受けていること等が確認されたことから、利水参画者に確認した必要な開発量(2,600m³/日)を確保することとしました。
- ・平取ダムを含む新規利水対策案の立案にあたっては、沙流川水系河川整備計画を基本として検討を行いました。
- ・一方、必要な開発量に対して、平取ダムを含まない新規利水対策案について 11 案を立案し、概略評価により 4 案を抽出しました。これに平取ダムを含む新規利水対策案を加えた 5 つの対策案について、6 つの評価軸ごとに評価を行いました。
- ・詳細については、「報告書（素案）」P4-117～4-178 を参照してください。

4.4 流水の正常な機能の維持の観点からの検討

- ・平取ダムを含む流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、沙流川水系河川整備計画を基本として検討を行いました。
- ・一方、河川整備計画の目標流量に対して、平取ダムを含まない流水の正常な機能の維持対策案について 19 案を立案し、概略評価により 3 案を抽出しました。これに平取ダムを含む流水の正常な機能の維持対策案を加えた 4 つの対策案について、6 つの評価軸ごとに評価を行いました。
- ・詳細については、「報告書（素案）」P4-179～4-236 を参照してください。

4.5 目的別の総合評価

4.5.1 目的別の総合評価（洪水調節）

- ・「現計画案」、「河道掘削案」、「堤防かさ上げ・河道掘削案」、「遊水地案」、「宅地かさ上げ案」、「雨水貯留等案」の 6 案について、4.2.6 で示した 7 つの評価軸(安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響)ごとの評価結果の概要は以下のとおりです。
- 1) 一定の「安全度」（河川整備計画相当の目標流量 [平取地点] 6,100m³/s) を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「現計画案」である。
 - 2) 「時間的な観点から見た実現性」として 10 年後に最も効果を発現していると想定さ

れる案は「現計画案」である。

- 3) 「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、洪水調節において最も有利な案は「現計画案」である。
- ・詳細については、「報告書（素案）」P4-237～4-241を参照してください。

4.5.2 目的別の総合評価（新規利水）

- ・「現計画案」、「河道外貯留施設案」、「ダム再開発案」、「地下水取水案」、「ため池案」の5案について、4.3.4で示した6つの評価軸（目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響）ごとの評価結果の概要は以下のとおりです。
- 1) 一定の「目標」（利水参画者の必要な開発量 合計 2,600m³/日）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「現計画案」である。
 - 2) 「時間的な観点から見た実現性」として、全案10年後に「目標」を達成すると想定される。
 - 3) 「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、新規利水において最も有利な案は「現計画案」である。
- ・詳細については、「報告書（素案）」P4-242～4-245を参照してください。

4.5.3 目的別の総合評価（流水の正常な機能の維持）

- ・「現計画案」、「河道外貯留施設案」、「ダム再開発案」、「地下水取水案」の4案について、4.4.2で示した6つの評価軸（目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響）ごとの評価結果の概要は以下のとおりです。
- 1) 一定の「目標」（河川整備計画の目標における流水の正常な機能の維持に必要な流量は[平取地点]で概ね 11m³/s）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「現計画案」である。
 - 2) 「時間的な観点から見た実現性」として、10年後に「目標」を達成すると想定される案は「現計画案」と「地下水取水案」である。
 - 3) 「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、流水の正常な機能の維持において最も有利な案は「現計画案」である。
- ・詳細については、「報告書（素案）」P4-246～4-249を参照してください。

4.6 検証ダムの総合的な評価

- ・検証対象ダムの総合的な評価を以下に示します。
- 1) 治水（洪水調節）、新規利水、流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「現計画案」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、総合的な評価において、最も有利な案は「現計画案」である。
- ・詳細については、「報告書（素案）」P4-250を参照してください。

5. 費用対効果の検討

平取ダムの費用対効果分析について、洪水調節については、「治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月 国土交通省河川局)」に基づき、最新データを用いて検討を行いました。また、流水の正常な機能の維持については、代替法にて算定を行いました。その結果、沙流川総合開発事業平取ダムの費用対効果(B/C)は1.3という結果を得ております。

詳細については、「報告書(素案)」P5-1～5-6を参照してください。

6. 関係者の意見等

ここでは、「沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場」の開催状況や平成22年12月20日から平成24年9月10日までに5回開催した検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解について記載しております。

また、第3回検討の場を実施した段階で行ったパブリックコメントの結果について記載しております。

詳細については、「報告書(素案)」P6-1～6-25を参照してください。

なお、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取については、それぞれ実施後にその結果等について記述する予定です。

7. 対応方針(案)

今後、対応方針の原案を作成し、北海道開発局事業審議委員会の意見を聴き、対応方針(案)を記述する予定です。